

議案第37号

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年3月6日提出

天理市長 南 佳 策

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天理市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月天理市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）
- 2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「、副市長及び水道事業管理者」を「及び副市長」に改める。
（天理市職員等の旅費に関する条例の一部改正）
- 3 天理市職員等の旅費に関する条例（昭和37年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。
別表甲の項中「水道事業管理者」を削る。
（天理市水道事業管理者の給与に関する条例の廃止）
- 4 天理市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和42年6月天理市条例第27

号)は、廃止する。

(天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条中「天理市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(天理市水道事業給水条例の一部改正)

- 6 天理市水道事業給水条例(平成9年12月天理市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「天理市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

(天理市水道水源保護条例の一部改正)

- 7 天理市水道水源保護条例(平成14年6月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「天理市水道事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。